

社労士

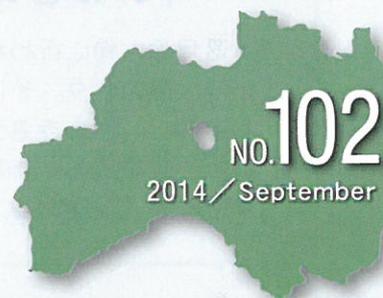


ふくしま



(写真提供：いわき観光まちづくりビューロー)

- 平成26年度 第37回定時総会
- 情報・一番「姉妹支部提携のご報告」



福島県社会保険労務士会

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

*** CONTENTS ***

会長あいさつ「今年度事業の推進について」…3	情報・一番……………22
平成26年度第37回定時総会……………5	・姉妹支部提携のご報告
新理事あいさつ……………7	・社労士ゴルフ愛好会
委員会活動……………7	新入会員紹介……………25
各種事業活動……………11	支部だより……………27
研修会……………15	会員異動状況……………30
連合会総会報告……………20	編集後記……………33
リレー随想「田舎暮らし」……………21	

表紙説明

「いわきの夏まつりは、これ！」

8月の上旬に行われるいわきの夏祭りは、小名浜の花火で始まり、平の七夕。そして、いわきの夏祭りの締めくくりは、いわき踊り。いわき各地で始まった「いわき踊り」の最終地は、いわき駅前大通りでのいわき市民が一堂に会する大舞台。

*今年、DJボリスがアナウンスしていました。





今年度事業の推進について

福島県社会保険労務士会

会長 金子昌明

去る6月18日の平成26年度定時総会から、2ヶ月余が経過しましたが、定時総会において承認された事業計画に基づき、現在、常設委員会、特別委員会が中心となり、今年度事業を推進しています。

東日本大震災・原発事故復興支援事業については、震災直後から社労士業務を通して支援を継続してまいりましたが、今年度は4年目に入り、被災者の長引く仮設住宅等における状況、中小企業の復興状況等を検証し、有用、有効な支援として具体的に次の事業を推進しています。

1. 被災者個人向け支援

- ① 街角の年金相談センターの出張相談と連携し、金融機関においての年金・労働相談会の開催。WMを持参するので、相談者の年金記録、年金受給見込額がその場で確認できます。
- ② 街角の年金相談センターの出張相談と連携し、福島県立医大、いわき市仮設住宅集会所等においての個人向けセミナー及び年金・労働相談会の開催。WMを持参するので相談者の年金記録、年金受給見込額がその場で確認できます。

2. 中小企業復興支援

- ① 郡山市において、建設業向け雇用管理セミナー及び相談会の実施。
- ② いわき市において、一般企業向け復興支援セミナー及び相談会の実施。

県会事業の3本の柱

私は、定時総会のご挨拶で、県会の事業の3本の柱について、お話しさせていただきました。社労士制度が半世紀を迎える制度創設50周年を

目前に控え、更に飛躍、発展を遂げていくために、会員皆さまの大切な会費をお預かりして、様々な事業を推進しているわけですが、その基幹となる事業として研修事業、広報事業、そして業務拡充につなげていく事業の3つを挙げました。

一つ目の会員の資質向上のための研修事業は、社労士法にも義務づけられていますが、社会保険労務士が時代の変革に的確に対応し、その存在を確立し、業域を保全していくためには、日頃から研修等を通じて、社労士個々が一層の資質向上を果たし、専門領域における優位性を強化していく必要があります。

そのため、昨年度は業務研修の回数を増やし、年金・労働総合相談所の研修等、専門的研修を実施してきましたが、今年度は更に内容を充実させていかなければならないと考えています。

また、この資質向上のための研修事業には倫理研修、品位保持の取組も含まれます。職業倫理を確立し、高めていくことは社会保険労務士が専門士業として社会から認められ、発展していくための基盤となるものです。

二つ目は広報事業です。社労士の認知度を更に高めていくためには国民、経営者の皆さまに社労士制度の本質をよく理解していただく必要があります。そのため、ホームページのみならず、マスメディアなど、広く、多様な方法で広報活動をしていくことが重要です。

また、社労士本来の業務に根ざした社会貢献活動は社労士に対する社会的信頼を高め、地位向上を図るもので、社労士業務を国民の皆さまに理解していただく広報の機会でもあると私は捉えています。

昨年10月1日に連合会に設置された「社労士

制度推進戦略室」の5つの基本的スタンス（月刊社労士平成25年12月号掲載）の中に「社労士の社会貢献活動」を挙げています。社労士の社会貢献活動は、職業的利益を養護するだけでなく、国家資格者として公共の利益に資するために、当然の使命であり、それは同時に社労士の認知度と信頼を高めることとなります。

街角の年金相談センター福島の運営、年金・労働総合相談所の事業、社労士会ADRの事業、高校生支援セミナー事業、地方自治体等の労働条件審査への取り組み、成年後見制度への取り組み等、また昨年より実施しているがん患者等に係る就労支援事業への社労士の派遣は社会に貢献する事業活動で、これらに積極的に取り組むことにより、社労士制度の社会的評価が高まり、社労士の地位向上につながっていくと考えます。

従って、社労士の社会貢献活動を広く知ってもらうことは県民の利便を図ることでもあり、積極的な広報活動が必要と思います。

三つめは、業務拡充につなげていく事業です。

現在、社会福祉協議会様からの委託を受け、社会福祉法人事業所に対して、労働条件審査・診断事業を実施し、各自治体に対して労働条件審査の提案を推進しておりますが、この労働条件審査・診断事業はまさしく中小企業の健全な発展に寄与する労務管理の一環としての社労士本来の業務です。

先述した連合会の「社労士制度推進戦略室」の5つの基本的スタンスの一番目に「社労士のビジネス業域の拡大」を挙げています。

そのなかで、社労士業務の、1～2号業務は、IT機器の進化や電子申請の進展等により市場競争が激化し、1～2号業務のみでは業績の維持・拡大は非常に厳しいと推定されるとし、1～2号業務の拡充はもとより、3号業務の商品化（サービス）により「付加価値」を高めていく必要があるとしています。

日常業務において、1～2号業務と3号業務としての労務管理を密接につなげることでより労務管理の質を高め、社会保険労務士の業務の必要性、重要性は一層高まると考えられます。その意

味で事業所の労働条件審査・診断を労務管理の一貫として実施することは社労士業務の付加価値を一層高めていくのではないのでしょうか。

また、福島労働局からの委託事業として本年4月より開始した医療労務管理相談コーナー事業は、勤務医、看護師等の労働環境を整備し、医療人材の確保・定置を図ることで国民が将来にわたり安心して質の高い医療サービスが受けられることを目的とするものですが、この事業を通して、医師会、看護協会等と連携し、改善に向けた積極的な取り組みを行うことは、社労士がこれまで以上に医療業界に参入し、業域を拡大するチャンスとなっていきます。

しかし、医療業界の分野に進出するためには、業界特有の労働時間や休日・休暇等、労務管理の実態を正確に把握する必要があります。そのため、本年3月に「医療労務コンサルタント研修」を実施したわけですが、これだけでは十分とはいえず、更なるスキルアップのための研修を連合会と連携しながら、随時実施していかなければならないと考えます。

また、今年度事業計画に建設業の労務管理改善に関する事業がありますが、建設業についても、賃金低下や社会保険未加入など労働環境が悪化し、建設業への就職者の減少と高齢化が進行しています。建設産業を支える人材を安定的に確保し、安心して将来を託せる魅力ある労働環境づくりが急務とされ、労務管理の改善支援が必要となっています。

これに関して、福島県建設業協会が福島県から委託を受けて実施する「建設業の処遇改善に向けたアドバイザー事業」への協力要請がありましたので、これに協力することで県会事業としての「建設業雇用管理セミナー」と連携させて、建設業の労務管理改善支援を行い、業務拡充につなげていきたいと考えています。

以上、県会事業の3本の柱について説明致しましたが、今年度も県会の事業活動は多岐にわたり、県会役員、執行委員一同、鋭意推進していますので、会員皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



平成26年度第37回定時総会

木村 智彦 (郡山支部)

平成26年6月13日午後1時より、郡山市の奥座敷とも称される磐梯熱海温泉のツインタワー「ホテル華の湯」に於いて、会員87名の出席により第37回定時総会が開催されました。

開会が宣言された後、物故会員に対して出席者全員が謹んで哀悼の意を表し黙祷を捧げました。金子昌明会長の挨拶の後、会員表彰等に移り、永年会員等に対して表彰状授与、記念品贈呈が行われ、表彰者を代表して、木村昇会員(会津支部)が謝辞を述べられました。引き続き、ご来賓祝辞、ご来賓紹介、祝電披露が行われた後、来賓の方々が会場の拍手の中退場されました。



続いて議長団選出が行われ、議長に山田正男会員(郡山支部)、副議長に佐藤洋一会員(会津支部)が選出されました。また、議事録署名人、書記がそれぞれ指名されました。

議事に先立ち、資格審査委員長および議事運営委員長より、資格審査発表、議事日程の確認が行われました。

当日の出席者数確認報告は次のとおりです。会員総数308名、出席者数87名、委任者数142名、

計229名。(会員総数の2分の1は154名)

その後ただちに議事に入り、

第1号議案 平成25年度事業報告書承認に関する件

第2号議案 平成25年度決算書承認に関する件

第3号議案 監査報告書承認に関する件

について、関連議案に付き一括審議したいとの提案がなされ、議長が理事会に内容説明を求めました。理事会は、第1号議案、第2号議案、第3号議案についてそれぞれ提案説明を行い、その後各議案に関する質疑が行われました。

第3号議案に関して、監査人の署名・捺印がない監査報告書の有効性についての質問があり、理事会より、22年度から現在の監査報告書の様式を採用していること、会則・諸規程に原本の写しを議案書に添付しなければならないとの記載はないこと、連合会も原本添付なしの方法を採っており、特に問題ないとの回答があったこと等の説明がなされました。以上で審議を終了し、第1号議案、第2号議案、第3号議案についてそれぞれ採択に移り、拍手による賛成多数で承認されました。

15分の休憩ののち議事が再開され、

第4号議案 平成26年度事業計画(案)

第5号議案 特定預金支出に関する件

第6号議案 平成26年度収支予算(案)に関する件

について、理事会より一括して提案説明がなされました。第4号から第6号議案についての質疑を求めましたが、各議案とも会員出席者から

特段の質問、意見がなく、拍手による賛成多数で承認されました。

続いて、**第7号議案** 理事補欠選挙に関する件について、理事会より上程事由の説明と理事として菊地紀男会員（いわき支部）を推薦したい旨の提案があり、資格審査委員長による理事選任にかかる審査報告および質疑の結果、出席者からの拍手多数をもって承認されました。

第8号議案 決意表明文の採択に関する件については、理事会を代表して金子会長自ら提案理由の説明を行いました。昨年度元理事会員によって惹起された前代未聞の非違行為により、大きく毀損された社労士の品位と社会的信頼を一日も早く回復させるため、会員一人ひとりがこれまで以上に高い倫理意識をもって日々研鑽し、業務に精励することが強く求められている、については今後二度とかかる非違行為を起ささないということを会員全員で意思表示し相互に確認するため、福島県社労士会として決意表明文を採択したい、という提案の説明がなされました。

昨年12月の臨時総会の決議を受けて作成された決意表明を読み上げた後質疑に入りましたが、出席会員からの質問、意見などなく、拍手による賛成多数で承認されました。

本総会最後の議案となる、

第9号議案 全国社会保険労務士会連合会総会代議員選出に関する件について、理事会より、慣例による順番に従い新代議員に渡邊康志会員（福島支部）と清水まり子会員（郡山支部）を選任したいとの提案がなされ、質疑を求めたところ異議なく、拍手による賛成多数で承認されました。

議長団解任に際して、すべての議案が滞りなく決議承認され円滑に議事が進行したことに対して、議長団より感謝の意が表されました。一

方、出席会員は大きな拍手により、議長団に対して労いの気持ちを伝えました。

最後に、今年の総会当番支部郡山支部の支部長である星規夫副会長が閉会の挨拶を行いました。本報告の締めくくりとして、星副会長の挨拶の要約を記して、26年度定時総会の報告とさせていただきます。

「スムーズに議事が進行し、すべての議案が無事承認されたことは、大変喜ばしいことである、これも会員皆様のご協力はもちろんのこと、議長団の適切な議事運営、さらには準備にあられた皆様のご尽力の賜物であると心より感謝申し上げます。しかし、質問や意見がこれほど少ない総会も近年稀とあってよいのではないかと、定時総会とは、県会と会員が年1回対峙して、県会がどうあるべきか、県会と会員の関係を考える貴重な機会でもあると思っているが、いかがだろうか。

総会が無事終了し今年1年の県会事業計画が承認された、しかし、総会時に言えなかったこと、言い忘れたこと、総会終了後にあらためて思うことなど、いろいろなご意見を会員の皆さんはお持ちだろうと思う。会員皆さんの県会であり、皆さんのためになる県会運営を今後とも目指していきたいと考えている。どうか様々な機会を捉えて県会理事まで、ご意見ご要望を申し出てください。今後とも会員皆さんとともに歩み発展する福島県会でありたいと思っている。平成26年度も県会に対するご理解とご協力をよろしくお願いしたい。」



理事就任にあたって

菊地 紀 男 (いわき支部)

この度、今年度の総会において、理事に選任いただきました。微力ではありますが、会の発展に貢献できるよう努めて参ります。

私は、業界未経験で開業し、8月で経験5年となりました。諸先生方の業務経験には到底及びませんが、前職で培った営業経験等を活かし、フットワークよく活動して参ります。

社労士業務と同様、未熟という事は言い訳にならない事を肝に銘じ、活動して参る所存です。皆様、宜しくお願い申し上げます。



総会であいさつする菊地理事

委員会活動



総 務 委 員 会

委員長 佐藤 明 (会津支部)

昨年度は3年がかりで作成した「東日本大震災報告書」の発行にこぎつけ、会員はじめ、連合会主催の講演会出席者に配布し、好評を得た次第です。

又、「高校生セミナー」は22校から8校と大幅に希望校が減少したが、原因を検討し、今年度に生かしてゆく次第です。

昨年度の総括をもとに、今年度は

1. 事業計画に基づく適正な予算執行に努めていきます。

2. 「高校生セミナー」を実施するとともに、再度教育庁との話し合いを持ち、さらなる発展につなげていきます。

3. 会員参加による委員会の検討を計っていきます。

理事として、任期2年目に入り、委員会メンバーも各自の役割が見えてきたので、本年度は委員会で活発な意見を交わしてゆき、会員の皆様の要望に応じてゆきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。



業 務 委 員 会

委員長 武 田 昌 之 (白河支部)

倫理研修担当になって、柄にもなく「日本人の職業倫理」という本をひもといてみると、先ず“武士道精神”ということが言われますが、圧倒的多数の農民の職業倫理、かの二宮尊徳に代表されるように、勤労を通して自己を磨き、徳を備えて社会に報いる精神が日本人の根本であるということです。

さて、今年度の資質の向上推進のための研修会ですが、引き続き出席率の向上を目指して、適切なテーマと会場そして時季を選定し、年3回開催する予定です。労働法関連の弁護士先生の講義ばかりでなく、ベテラン社労士先生の実務的講義も交えて、日常業務に役立つ幅広いテーマを取り扱ってゆきたいと思います。また1～2回は、研修会終了後、講師の先生との懇親と会員相互の情報交換を兼ねて懇親会も合わせて計画していますので、多くの会員の皆様に参加していただきたいと思っています。

7月25日、26日に岳温泉あだたらふれあいセンターにて、平成26年度の新入会員研修会を早々に開催いたしました。2年に一度、主に1

月の開催でしたが、梅雨明けを思わせる猛暑の中、新入会員16～7名の方々と2日間にわたりみっちり、労災・雇保・年金等届書申請書の記入等の実務研修を交え、顧問先開拓体験談、座談会そして夜の懇親会を通じ、新入会員の方々の熱意を感じました。業務委員の各講師の先生方が実際に行っている第一級の事務所経営の特徴が伺える研修内容で、ただやっける事務所だけの私にとっても大変参考になる研修でした。優秀な新入会員の増加傾向に伴い、毎年開催の方向ですので、ベテラン・中堅会員の方々も初心に戻り、良い刺激をいただき、更なる事務所経営の飛躍になりますように、ご参加してみたいかがでしょうか。

身近な各支部の研修会への他支部会員の参加等のための広報と費用援助にも力を入れてゆきたいと思いますので、アンケート協力等を通じ会員の皆様のご意見ご要望をお聞かせくださいますようによろしくお願いいたします。

腰痛も汗に流して田草取り



広 報 委 員 会

委員長 長 倉 克 巳 (白河支部)

7月23日に開催した広報委員会で、今年度活動方針について具体的な内容を検討致しましたので、その報告と広報委員会としての抱負を示

していきたいと思います。

ご存知の通り、本会の広報活動は内部と外部の二つの方向に向いております。内部の会員向

けの媒体としては、年間2回発行の「会報」と毎月ホームページにアップされる「月間情報」があります。委員会としては、ともに充実を図っていくことは当然ですが、今年度は会員の皆様に毎月必ず「月間情報」を見ていただくようお願いして行きたいと思います。そのためにも今まで以上に、県会・各委員会・各特別委員会のそれぞれの活動内容やタイムリーな情報を提供していきます。

広報の外部の対象者は主に、事業主、経営スタッフになりますが、社労士の存在は知っていても、その業務内容まで正確に理解しているトップは思ったより多くはないのではないかと想像できます。本来ならば、我々の知識や技術

に直に接して頂き、その有効性を確認してもらうのが、一番なのでしょうが、それを具現化した無料相談会等は、そう頻繁にはありません。そこで、例年通りになりますが、マス媒体を使用し、「制度説明」と「社会的信頼を獲得」しながら、労務管理は経営の重要な要素であること、「士業」であるが垣根は高くないことを訴えて行きたいと思います。

マス媒体の利用には必ず予算の話がついてまわりますが、安い予算で効果的な策を提案して行くのが、今年度の課題です。そのひとつとして、県内の各商工会議所「会報」「会議所会員便り」へのチラシ折込の実施を考えています。

電子化推進特別委員会

委員長 御代田 裕 介（郡山支部）

今年度、電子化推進特別委員会では、先の総会で承認された事業計画について、次のとおり実施してまいります。

- (1) 昨年度に引き続き、月間情報に電子申請に関するコーナー「電子申請どうでしょう」を掲載し、利用促進を図るための啓蒙を行います。
- (2) 県会ホームページの「会員サイト」に、電子申請における取り扱い（照合省略、返戻の基準ほか）や電子申請の仕方（一括送信）などのQ&Aを取りまとめて掲載いたします。昨年度に行ったアンケートで協力できる会員

にも協力を求め、意見・要望・アンケート結果等により連合会や厚労省、総務省など各方面に働きかけを行います。

- (3) 県会及び支部において、電子申請に関する研修会の実施、または電子申請Q&Aの周知・説明の機会を設けます。

上記の活動を通じ、会員の意見要望の把握、情報提供・発信に努めて参ります。何卒よろしくお願いいたします。

経営労務監査推進特別委員会

委員長 草野 有道（相馬支部）

今年度総会で、承認された事業計画に基づき、経営労務監査推進特別委員会では、次の事業に重点を置き実施していきます。

- ① 福島県社会福祉協議会から委託された労働条件審査・診断業務を実施します。
- ② 県内自治体へ指定管理者及び公共事業実施者に対して労働条件審査・診断の導入実施の広報、周知、働きかけを実施します。
- ③ 県内自治体へ指定管理者の選定委員に、社会保険労務士を登用することの働きかけを実施します。

④ 自治体向けの労働条件審査ツール、指定管理者選定委員用のチェックシートの作成を実施します。

⑤ 法改正に伴う労働条件審査・診断ツール、判定基準の整備を実施します。

⑥ 労働条件審査・診断業務が一般事業所へ普及するため、会員研修を実施します。

以上を踏まえて労働条件審査・診断業務が会員にとって、有効な業務の職域拡大となるように努めていきます。

成年後見制度特別委員会

委員長 菅野 隆（郡山支部）

成年後見制度特別委員会の成年後見人養成研修は、3月29日から5月8日までの間に、郡山市において5日間のスケジュールで開催されました。

参加人数は25名でした。研修内容は、連合会作成のDVDを中心に、福島大学教授、福島介護福祉専門学校教員、福島県、郡山市職員等の講師により成年後見、高齢者等にかかわることについての講義でした。

その後開かれた理事会において、成年後見人養成研修の受講終了者の意向を確認し、一般社団法人社労士会成年後見センター福島（仮称）設立の具体化を検討する事が確認されました。

医療労務管理相談コーナー事業について ～医療分野の勤務環境改善は喫緊の課題～

福島県社会保険労務士会

会長 金子昌明

国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境の改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠であり、特に長時間労働や当直、夜勤、交代制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことのできる環境整備が喫緊の課題となっております。

厚生労働省は、この喫緊の課題に対処するため医療法を改正して、都道府県単位で「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療機関の自主的な取組をワンストップで支援する体制を整備する計画を策定しました。

この改正医療法については、去る6月18日成立、6月25日公布されたところで、都道府県毎に「医療勤務環境改善支援センター」を設置などして、医師会等の地域の関係団体と連携し、総合的、専門的に医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援する体制を構築する新たな仕組みが位置付けられており、こうした勤務改善関連規定は本年10月1日より施行されることになっています。

「医療勤務環境改善支援センター」には、労務管理面のアドバイザーとして社労士を、医業経営、診療報酬等に詳しい者として医業経営コンサルタントを配置する構想になっており、労務管理の専門家として社労士の配置については連合会に厚生労働省から協力要請がきた次第です。

このため、アドバイザーとして配置する社労

士の質を確保するための研修を行う必要があります、より多くの会員が医療の分野で活躍できるよう、福島県会は去る3月26日、27日に医療労務コンサルタント研修を実施し、37名の会員が研修を修了いたしました。

改正医療法が成立したことで、福島県も「医療勤務環境改善支援センター」の設置活動が本格的に推進されることとなりますが、これに先んじて、労務管理面の勤務環境改善支援を行うために、福島労働局からの委託で「医療労務管理相談コーナー事業」を本年4月より医療労務コンサルタント研修受講修了者の中から5名の医療労務管理アドバイザーを配置してスタートしました。

「医療労務管理相談コーナー事業」は、地域の医療を支える医療機関の勤務環境改善について、労務管理及び労働社会保険の専門家として、日頃の労務管理に関する相談指導実績を生かし、多くの病院・診療所において自主的に運用可能な勤務環境改善計画が策定されるよう助言指導を行うこと、また医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対する労務管理全般にわたる支援を効果的に実施することを目的としています。

このことは、社労士の社会的使命である「事業の健全な発展と労働者等の福祉の向上」に資するものです。

現在、医療労務管理相談コーナーアドバイザーがこの事業の広報・周知活動、相談支援のための体制作りを鋭意進めているところです。

今後、医療労務コンサルタント研修修了者のスキルアップ及び新規研修修了者数を増やし、また、この事業を通して医療機関の勤務環境が現状よりも改善され、働きやすい医療業界となり、ひいては、国民・患者の方々が望む、より安心・安全で質の高い医療が受けられる環境を

整えていくために、医師会、看護協会等の関係団体との一層の連携を図って、病院、診療所等の取組を支援するための事業を連合会の事業と連携をしながら展開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

社労士会労働紛争解決センター福島について

昨年度より社労士会労働紛争解決センター福島のセンター長に就任しました渡部です。

センター福島の運営委員が再編成されたことを機に、昨年12月にあっせん委員候補者、年金・労働総合相談所相談員並びに一般会員の皆様の総数40名の参加を得て研修会を実施し、年金・労働総合相談所と緊密に連携し、相談をあっせんにつなげる体制作りやセンターの趣旨、あっせん手続等についての理解を深め、会員へのセ

センター長 渡部 弘志 (会津支部)

ンターの積極的な活用の協力要請をしました。

平成22年2月にセンターが発足してから、厚生労働省における職場トラブルに関してのあっせん件数は相当多い状態が続いているのに、社労士会はかなり少ない状況にあるため、今年度はチラシ、ポスターの作成・配布・ホームページの利用等の広報・宣伝の実施について、より効果的な方法等を検討してセンターの利用促進と実績向上を図ります。

年金・労働総合相談所について

◆本年度の事業概要

年金・労働の専門家として、社労士業務を通して国民のニーズに応え、社会に対して貢献と制度発展のために寄与する年金・労働総合相談所の広報・宣伝を強化し利用促進に努めます。また、新規相談員の養成も含め、相談員研修を実施するとともに、社労士会の労働紛争解決センター福島との連携・支援体制を構築することとし、具体的には下記のとおり実施致します。

1. 相談業務

毎月1回(第4水曜日)13時から17時まで、

副所長 大橋 隆一 (郡山支部)

相談員2名を配置し、相談所を開設致します。WMを活用し、一層充実した相談業務を行います。

2. 退職セミナー

本年度は50社の参加を目標に「退職セミナー」と「社労士会中小企業支援セミナー」の2部構成で12月に実施致します。

退職セミナーは、例年同様の内容で佐藤副所長と「街角の年金相談センター福島」の渡邊センター長によるご講演。

社労士会中小企業支援セミナーは、(仮題)

「いわゆるブラック企業にならないための対策について」と題して、福島大学の教授によるご講演。

3. 研修会

今後の研修会は来年3月に「問題社員に関する対応の仕方について」（仮題）と題し、野口 大 弁護士（野口&パートナーズ法律事務所）によるご講演。

◆あしがき

当相談所に来所される相談者の方々は、既に書籍等で調べたり、何処かしらの行政機関に於いて相談したにも関わらず、今一つ納得できなかったり、疑問点が解消されなかったりと、不安と不満を持っておられます。相談者の方々にとって、この場所が最後の砦、又は最後の希望となれるよう、日々、相談員の皆様とともに、社労士として、人として研鑽を重ねて参る所存です。

福島県最低賃金総合相談支援センター 平成26年度の活動等について

コーディネーター 立 島 孝（福島支部）

1. 方針と目標

今年度の目標は相談業務110件、専門家派遣業務90件（いずれも前年比約100%）です。業務改善助成金は改正があり、従業員30人以下の小規模企業の補助率が従来の2分の1から4分の3に向上し、事業所内最低賃金40円アップは不変ですが、従来の4カ年計画が不要となり、相当使いやすく、また使い度がある助成金となりました。助成金の目標は40件、前年実績の4割増です。

2. 中間報告

7月末で専門家派遣は56件で前年比230%と好調です。好調要因として8/1 コーディネーターミーティングでは、①派遣専門家の自主開拓努力と②会津若松商工会議所の積極的な協力等が挙げられました。助成金は18件の申請受付で、まだ予算の半分以上の枠がありますが、より早めの申請を心がけてください。

3. 経営改善・労務相談セミナー

来る10月10日（金）コラッセふくしまで開催いたします。講師と演題は次の通り。

■福島労働局・賃金室の近藤室長 「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業について」

■佐藤勝之会員 「労務リスクとその対応」について

■大原百合会員 「仕事は誰がする？」（モチベーションアップと社員研修）

会員の皆さんへは支部を通じてチラシをお届けする予定です。

関係する事業主さんをお誘い合わせてのうえご来場ください。

新たな契約による街角の年金相談センターの 業務運営について

街角の年金相談センター福島

運営部長 金子昌明 (いわき支部)

街角の年金相談センターの業務運営について、日本年金機構と全国社労士会連合会との間で平成26年4月から平成31年3月までの新たな5年間の委託契約が本年3月20日に締結されました。

平成22年1月から平成26年3月までの4年3ヶ月の間の連合会の取組実績、各都道府県社労士会の相談実績、相談員の努力による高い評価等を得た結果であります。今後は契約内容の確実な遂行を引続き行い、さらに充実させていくとともに相談員の技術能力及びマナー等の総合的な相談力の向上がこれからの課題とされてくるところです。

お客様の安心と信頼を築き、社会労働保険の幅広い知識で年金相談に対応し、社労士会でなければ、できないと評価を得るような取組を行うこと。そして、センター職員及び相談員の業務委託社労士は社労士会運営の年金相談センターで業務を行っていることを常に認識して業務にあたらなければならないと思います。

年金相談に来訪されるお客様の中には、不安、不満をもって来られる方もあり、これらの方こそ、適切な対応ができる相談技術、相談力の習得に努めること。それが街角の年金相談センター設立の趣旨である対面による相談の目指すところであるわけです。

また、今回の契約で「受託事業者（連合会）に求めるサービス水準」として、年金相談SLA（サービスレベルアグリーメント）が定められ、1ブースあたりの来訪相談件数、相談窓靴稼働率、相談待ち時間、相談員研修の実施、業務スキルの確

認、配置相談員数の充足率が街角センター、オフィス別に定められたことから、この水準を常に意識した業務運営が必要となりました。

このSLAにより、相談窓口件数（1ブースにつき1日あたりの来訪相談者の割合・来訪相談件数／窓口数）については、基準値が14件と定められていますが、平成26年度は特老厚の支給開始年齢が61歳であること等及び平成27年度は被用者年金の一元化等による相談件数の増加が見込まれることにより、適用は見送られました。

街角の年金相談センター福島における相談窓口件数については、平成26年度は4月から7月までの平均は9.3件で、昨年度の平均件数より明らかに上昇傾向にありますが、まだまだ基準値には届かない状況です。しかし、昨年度の広報努力、相談員皆さまの努力により、センターの認知度は高まっていると考えています。

昨年11月より開設した障害年金専用ブースも徐々に浸透してきており、相談サービスの向上に貢献しております。

また、今年度より県会の東日本大震災復興支援事業との連携で日本年金機構の端末機（WM）を持参しての出張相談サービスを9月2日の東邦銀行南相馬支店を皮切りに7回実施するとともに、センター単独での出張相談を12月から3月まで毎月1回、福島市の商業施設で実施する予定です。年金事務所のない地域で気軽に年金相談をという街角の年金相談センターの本来のサービスが実現できるものと期待しております。

また、冒頭に申し上げた相談員の相談力向上と

いうことについては、さまざまな事例に対応できる能力、WM操作能力の向上といった相談技術の向上に加え、来訪されるお客様の気持ちに立った配慮、マナー力向上が求められ、そのための研修を行い、サービスの充実向上に努めてまいりたいと考えています。

平成27年度以降は、年金機能強化法の施行、被用者年金の一元化等による相談件数の増加が見込まれるため、街角センター福島も1ブース増の

4ブースの契約になってきます。そのため、新たな相談員の確保・育成が必要で、そのため新規相談員養成研修（グループ研修）を実施しており、10月に相談員実務者研修（集合研修）を実施いたします。年金相談員を目指したい会員の方は是非、是非参加していただきたいと思います。

最後に、会員皆さまには、年金請求の手続きは街角の年金相談センター福島を利用させていただくよう、よろしくお願い申し上げます。



新入会員研修会に参加して

伊藤 良 憲 (会津支部)

去る7月25日、長かった梅雨も明け、盛夏の陽射しが眩しくも清々しい二本松市・岳温泉にて、平成26年度新入会員研修に参加させていただきました。

聞くところによりますと、前回までの新入会員研修は冬、磐梯熱海温泉にて行っていたようですが、時期的にも寒く、雪が積もり交通の面からも不便ということで、今回の変更となったようです。自分としては、社労士試験が夏真っ盛りの8月下旬に行われるため、この時期は受験者にとってはまさに「追い込みの時期」、そのイメージとも重なりまさに絶好のロケーションでした。

さて、ご存知のように社会保険労務士として開業、活動するためには試験に合格後、連合会の名簿に登録、所属する県会に入会すればできますが、自分の場合、合格後の指定事務講習を受けた程度で、実務経験はなく、強力な人脈もありません。

それなりの覚悟はして始めたつもりですが、社労士業ではありますが、「とりあえず認知から」と声掛けした人々からの「社労士？そんな仕事あるの？」という反応は当たり前、提案するにも新人ゆえに今一つ業務特化できない自分自身、いつまで待っても鳴らない電話、たまに鳴ったかと思えば「仕事に効率的な事務機器のご提案」（仕事がないのに効率も何もあったものではありません）と、今のところ営業的には成果がない状態。

これでは開店休業状態です。今は正に、ただ「社会保険労務士」と名乗っているだけの、いわば「名ばかり社労士」といってよいでしょう。いい加減抜け出さなければなりません。

そんな中受講した今回の新入会員研修ですが、社労士としての心構え、倫理的なものから顧客開拓、インターネットを利用した営業活動、顧問先を抱えるにあたり避けては通れない年度更新の実務等々、幅広く充実した内容でした。

さらに予定された講義の内容の合間に、諸先輩方の実際の経験からくる（つまり、それはオンリーワンの）事例、楽しい夜の懇親会など、配布されたテキストに記載されている内容以上の、密度の濃い時間でした。

また、実名を出しての給付事例など生々しい内容もあり、プロとしての仕事とはどういうものか深く考えさせられました。

今回の新入会員研修会は、例年とは違う研修場所・時期や、実務研修の大幅な追加・内容の変更など、実行役員、講師、事務局の皆様共々

大変なご苦勞だった事とお察しいたします。そんな中、このように内容の濃い研修会を開催していただき、感謝の言葉もございません。

今後、社会保険労務士として活動するにあたり困難な場面が生じた時、くじけそうになった時には、例えば夫婦間の危機には「結婚式の時（の気持ち）を思い出せ」などという事と同じように、今回の新入会員研修会での場面・気持ちを思い出すようにします。

本当にどうもありがとうございました。

新入会員研修会に参加して

高 橋 勇（福島支部）

例年2年に一度、1月頃に行われていた「新入会員研修会」が今年は7月25、26日の二日間、二本松市岳温泉の「あだたらふれあいセンター」にて行われました。折しも梅雨明けかと思われる暑い日となりましたが、高原のセンターの冷房の利いている研修室で行われたことから、快適に次第は進みました。

参加対象者が開業または登録して間もない社労士の「たまご」「ひよこ」さんがほとんどです。将来を見据えると不安いっぱいであり、少しでも希望の光が見えるよう、それぞれ胸に期するものを抱えて今回は16名が参集されました。

そのような期待と不安の中、金子会長を始め、理事や各支部長、諸先輩の講演（と言っても、堅苦しいものではありませんが）や実務に直結する研修が行われ、社労士業務と社労士像の具体的なイメージがつかめた気がします。ま

た、独立した自営者でもあることから、最大の関心事である「顧客の捕まえ方」と「顧客の増やし方」「顧客の維持」についても、それぞれのノウハウは手の内であるにもかかわらず、種々を明かした本音のアドバイスをたくさんいただきました。金子会長は「成功は、月並みですが、本人の努力と熱意に帰結をし、王道はありません」の言葉を冒頭あいさつでおっしゃいました。成功とは何を持って判断するのか？様々な価値観はあると思いますが、その価値の実現に向けては常に欠けることのない「努力と熱意」を伴うものであることは真理であると思います。さらに、事務所の経営を例えば「ホームページ」を足がかりにされておられる先輩IT社労士さんのお話や、これぞ社労士業務の花形「労災の認定」関連のお話を拝聴しました。大変、有意義で感動出来るお話でした。

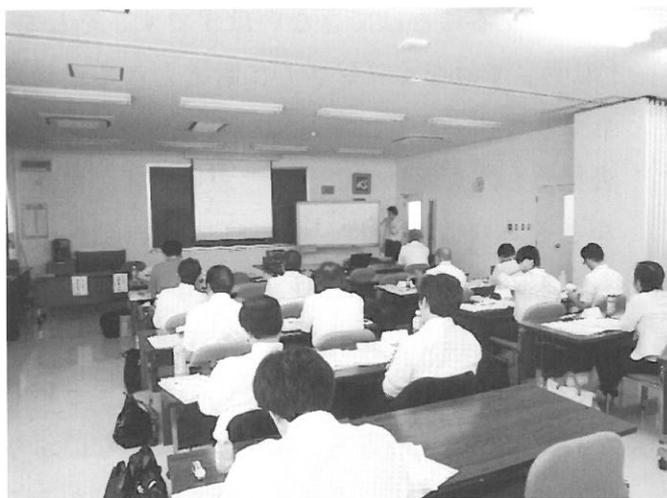
夜の部の懇親会は昼とは打って変わった和ん

だ雰囲気を作っていたいただき、気兼ねをすることなく、上下水平の「きずな」を深めることが出来ました。カラオケもすごく楽しかったです。とかく開業をすると孤独な経営者になりがちな世界ではないかと不安な想像をしておりますが、切磋琢磨の方法を常に意識した場合、我々の持っている武器でもある知識は直ぐに錆ついてしまうものでもあるので、そのメンテナンスとその武器を使う腕も繰り返しの素振りや実践

によって磨くことができるとの、戦うための「武器と腕」の両輪の重要性を気づかせてくれる2日間でもありました。

研修会の次第の企画と当日の運営の成功の裏方には、多くの方のバックアップがあったと思われます。ここに深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

最後に、初心に回帰をしたい時には、また参加をしたいと強く思いました。





年金・労働総合相談所研修会を受講して

草野智正（相馬支部）

以前、年金請求手続きの依頼を受けた時の話です。同じ内容の質問を何度も聞き返してくる、必要書類を期日までに揃えてくれない、ご自身の請求なのに他人事のように非協力的云々…このことを先輩社労士にこぼしたところ、「あなたが他人事として扱うから協力しないんだよ。請求者に寄り添うことが第一。」と窘められました。

平成26年7月23日、福島テルサにて年金・労働総合相談所相談員第1回研修会が催されました。今回の研修は年金がテーマで相談事例の紹介もある。私は相談員ではありません。そのため、参加には躊躇いも感じていました。しかし、開催の案内文には「年金に関心のある会員」も可であるとのこと。冒頭の「寄り添う」とはどのようなことか、ご紹介される相談事例から学ばせて戴くべく、参加した次第です。

ご存知のように、現在の年金制度は、逼迫する財政下での遣り繰りのため、後付けの改訂を繰り返して非常に複雑です。一方、研修で紹介頂いたように、相談にいらっしゃる方はごく単純に受給できるかどうか、年金額はいかほどかに関心があります。奥さんが年金を受給するようになったら、ご主人の年金が減ったと相談を受けて、振替加算と加給年金との関連を、制度上の説明はできても納得して頂くことはむずかしい。ではどのように応じていくか。もちろん、年金制度についての正確で深い知識は必要です。講師を務められた先生方の学習量は、失礼を顧みずに述べるなら、社労士試験の受験期を

上回っているのではないのでしょうか。講演頂いた内容も、濃い上にきちんと整理されている。伝わってくる。このことはとても重要に感じました。中途半端な理解では、相手に伝わるように整理することはできないはず。そして、「説明」ではなく「対話」に耐えられる自信にもなります。それは相談にいらっしゃる方への姿勢としても現れることだと思います。自信のなさそうな説明では、内容に間違いが無くても、不安感・不信感を与えてしまうでしょう。不安そうな相手を見て、こんなに説明しているのに、なんで理解してくれないのだろうと思いがちです。話も一方的、説得するような口ぶりになってくるはず。それもまた相手に伝わることです。ああ、他人事と思われているな、と。

今回の研修において、講師の先生方に気付かせて頂いた「寄り添う」とは、こういうことなのかもしれません。冒頭の年金手続きをする私は、やはり知識などに不安を抱えていたのかもしれない。綻びを隠すかのように、こちらのできる説明を一方的押し付け、対話することを閉ざしていたのでしょうか。

最後に一言。郡山支部の金山先生、大阪ご出身ですが、福島が大好きで震災以後も福島でがんばっていらっしゃるとのこと。年金相談に来た方のみならず、福島に寄り添っていきたいという熱い思いを知り、頭の下がる思いとともに、たくさん勇気を頂きました。



成年後見人養成研修を受講して

猪 狩 幹 夫 (いわき支部)

本年3月から5月まで、5日間で延べ1,801分(約30時間)の成年後見人養成研修を受講しました。

長時間の研修にも関わらず県内各支部から25名の参加があり、関心の高さがうかがえます。

研修の前半は連合会作成のテキストとDVD視聴による制度や仕組の理解、後半は実際に成年後見人等を受任している行政書士の方の事例の紹介、現在高齢者の方々と接している地方公共団体等の担当課の方々による高齢化社会の現状と成年後見人等の必要性、大学教授等による関連する法律や権利擁護の説明とグループワークを行いました。

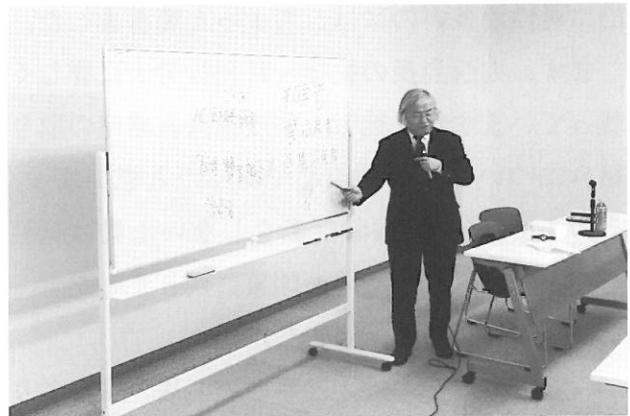
講師に対する質問も多数あり、またグループワークでも様々な意見や討議があり、非常に有意義な研修でありました。

この研修を通じて、成年後見人等を受任するための必要な倫理、知識、技術等は習得できたと思いますが、今自分自身の置かれている環境を考えると現実的に受任できるのかという疑問は残ります。

しかしながら、年金・医療・介護等の社会保険制度全般に関わっている社会保険労務士であるからこそ最も適している士業として関わるべきという気持ちを持ち続け、機会があれば受任するようにしなければならないと思っております。



講師 福島介護福祉専門学校教員 松本喜一 氏



講師 福島大学行政政策学類 富田 哲 教授



平成26年度連合会通常総会に出席して

渡 辺 康 志 (福島支部)

全国社会保険労務士会連合会の平成26年度通常総会が6月30日、千代田区の東京會館で開催され、代議員として出席いたしました。もうひとりの代議員、郡山支部の清水まり子理事は、議事運営委員ということで、前日の委員会から出席されていました。

午後1時の開催でしたが、正午ちょっと前に、東京駅に到着しました。「どこかで昼飯食べよう」とブラッと歩いていると有楽町駅前坂内食堂を見つけ、喜多方ラーメンを食しました。(従業員のほとんどは外国人労働者です。店を出るときには行列になっていました。)

定刻ちょっと前に会場につきましたが、圧倒的に男性が多いのには、ちょっと驚きました。

まず、大西会長の挨拶一月刊社労士に詳しく載っていますが一社労士制度推進戦略室の取り組みについての話が中心であったと思います。その中で、「社会貢献活動をしない士業は発展しない」と言われたのが印象に残りました。

その後、議事に入りました。

(1) 審議事項——担当理事の説明後、議長より「質問、要望のある方は挙手をお願いします」

右のほうで、前から1、2列目の4～5人が手を挙げる。座席表を確認すると全員大阪会の代議員。私の座席は、左側の前から2列目だったのですが、振り返って後ろの方の挙手状況を見ると、思いのほか手を挙げている代議員が多い。座席表を再度確認すると、8対2の割合で西日本の代議員が多い。(議長は、地域がかたよらないよう指名してしま

た)東北・北海道の代議員の手は一度も挙がらなかった。県民性なのか、それとも、会長の所属会の影響なのでしょうか?

(2) 報告事項——第8次社労士法改正の件

担当理事でもある堀谷全国政連会長より、経緯が述べられた。門外漢である私にも、政治活動の難しさが伝わってきた。「たったひとりの国会議員が反対したことが、この結果につながった」と悔しそうに述べておられたのが印象に残りました。

(議事について詳しくは、月刊社労士をお読みください)

懇親会へは出席せずに、郡山支部の清水まり子理事と一緒に帰ってきました。車中、7割方私が馬鹿な話をしていたと思うのですが、清水さんの受け答えを聞いて、「ワーク・ライフ・バランス」のバランス感覚は、生来、女性の方が優れているのだらうと感じました。

最後になりますが、連合会通常総会に出席して、「社労士の日」という日があることを初めて知りました。その日は「12月2日」。昭和43年12月2日に社会保険労務士法が施行されました。その日を「社労士の日」としているとのことです。(多くの先生方をご存知かもしれませんが、私には初耳でした)



田舎暮らし

金山 圭子 (郡山支部)

大原さんよりご紹介頂きました郡山支部金山です。

私のことをご存じない方がほとんどかと思えますのでまずは、自己紹介。

実はわたくし、大阪生まれの大阪育ち。5分も話せば「あれ？金山さん、関西の人？」と必ず声をかけられる程、コテコテの河内弁。そんな私が、8年前に憧れの田舎暮らしを求め、主人と当時幼稚園に通っていた長男と3人で三春町に移住して参りました。こちらにきてすぐ次男坊を出産したものですから、子育て中心での社労士活動で、なかなか会のほうにも出席出来ず諸先輩方にもほとんどご挨拶出来ていない!!というふとどき者でございます(ごめんなさい!!)

さて、本題に戻りまして。『憧れの田舎暮らし』を求め、日本全国、数ある田舎の中から我々夫婦が選んだのが、三春町なのです！福島県は自然豊かで、大好きな温泉もスキー場もあります(遊ぶことばかり)。その中でも三春はピカイチ。我が三春町には樹齢千年の滝桜がおわします。春の滝桜も素敵ですが、それ以外の季節も素晴らしく精霊が宿っている、そんな不思議な感覚さえ覚えます。我が家はその滝桜から徒歩20分の距離に位置しており、自分達で設計にも携わり建てた木の家に住んでおります。2階がリビングになっており、そこから見渡す春の桜、夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色は最高です。(三春町の建築賞も頂きました)。しかし、一番自慢なのは、自宅敷地内でやっているガーデニングと家庭菜園。私は土いじりが大好きなので庭で花や野菜を育てることが憧れでした。私にとって田舎暮らし=ガーデニング+野菜を育てることだったのです。といっても、ガーデニングはプランターでしかやったことが



なく、野菜を育てることはズブの素人。まー、たくさん枯らしましたあ。プランターで育てる花は1年草。が、広い庭で育てる花は主に宿根草。全く違うんです。宿根草は1度植えると毎年勝手に芽をだし花を咲かせ年々株も大きくなります。もちろん、肥料を与え、間引きしと手をかけてやらねばなりません、我が家に植わっている数十種類の宿根草も数年後が本当に楽しみです。家庭菜園については、我が家の前に住むおばあちゃんが私の先生。野菜の苗が余ったといえは持ってきてくれたり、トマトの脇芽の積み方や、なすの接ぎ木の仕方などあれやこれやと世話を焼いてくれます。お蔭で、米以外のものはおおよそ作ったのでしょうか？自分で作った野菜、採れたての野菜ってむっちゃうまい！最高です！残念ながら原発事故以降は家庭菜園も中断しておりますが、また折をみて再開したいなと思っています。ガーデニングのほうも、自宅が山の中にあるものですから、すぐ雑草だらけになり憧れのガーデナーへの道？は程遠い状態ですが、これからも田舎暮らしをエンジョイしたいと思います。

(次回の「リレー随想」は郡山支部、豊巻八重会員にお願い致します。)

「情報・一番」

ビッグニュース。「いわき支部」と長野県会「諏訪支部」とが友好姉妹支部関係を結ぶと云う事で、調印式と祝賀会開催の案内がありました。是非その場面を拝見したいと思い、いわき市を訪問しました。詳しくは、いわき支部の報告をご覧ください。

二番目のニュースは、社労士ゴルフ愛好会会員募集の案内です。

—— 広報委員会 ——



長野県社会保険労務士会諏訪支部との 姉妹支部提携のご報告

～さらなる交流発展を目指して～

いわき支部 副支部長 鍋田 眞純

いわき支部においては、去る8月29日いわきワシントンホテルにおいて長野県社会保険労務士会諏訪支部（以下諏訪支部）と姉妹支部提携の調印式、祝賀会が盛大に行われました。

当日は、来賓として、長野県会会長有賀徳子様、当会会長金子昌明様、政治連盟会長宍戸宏行様を始め、長野県会副会長（諏訪支部顧問）、当県各5支部長が立会人として、また、諏訪支部会員5名といわき支部会員ら計32名が参加して行われました。

中目事務局長の調印文朗読に続き、立会人が見守る中、両支部長がそれぞれ提携書に署名し、「姉妹支部提携書」を取り交わし、固い握手を交わし、さらなる関係発展を誓い合いました。

調印式に続き、祝賀会では、平成22年の諏訪の御柱祭の映像が流され、そのスケールの大きさ、迫りに圧倒されました。次の御柱祭には、いわき支部が訪問することになっており、法被を着て練り歩っているかもしれません。

約2時間の祝宴では、楽しいお酒を交しながら、互いに交流を深めました。

諏訪支部は、会員数75（開業49、法人6、勤務20）の規模であり、各種研修会を始め、街角なんでも無料相談会、学生向け出前講座、支部ブログの発信など地域への貢献を目的に活発に活動している支部です。



○400km以上も離れた諏訪支部との提携の経緯について

東日本大震災後、諏訪支部の有志から福島県会に義援金が寄せられたのがきっかけです。長野県は、小さな水力発電所しかなく、また地震も少ないため、震災には疎く、

86歳の佐藤健伍先生を目標にゴルフを楽しみたい

木 村 昇 (会津支部)

2011年の東日本大震災以降、娯乐的と思われる催事は自粛されてきました。また事務局を担当する木村の母に不幸もあり、社労士ゴルフ愛好会の定時総会終了後のコンペは久方ぶりの開催となりました。金曜日に定時総会が開催されたこともあって、普段は4組から5組の参加者があるのだが、土曜日の各種行事と重なり7名の参加にとどまりました。

第33回を迎えた福島県社労士ゴルフ愛好会の親善コンペは、県社労士会定時総会翌日の6月14日(土)大玉TAIGAカントリークラブで開催。参加者は86歳の佐藤健伍先生はじめ、宮城県社労士会に移籍された新田先生にも参加をいただきました。天候は多少雨がありましたが、霧雨程度でプレーには支障なくまあまあの日和でした。

事務局を担当する私(木村)、少々痴呆が始まったようです。商品や優勝カップなどの準備は事務局ですのですが、商品は準備したものの優勝カップを持って来るの

を忘れてしまいました。優勝者には後日送付することを、プレー前の挨拶でその旨伝えたとところ誰かが、優勝は木村さんでしょうとヤジ入り一同爆笑。事実は奇なり、結果はその通りになりました。ここ二、三年ゴルフ練習場に行くこともなく、誘われるままの月1ゴルフです。体力の衰えを感じます。社労士のメンバーはみんな元気で陽気、冗談を言いながらプレーするのは何よりの元気回復。ゴルフ愛好会の皆さんに感謝あるのみです。

次回は10月9日猫魔ホテル猪苗代ゴルフコース、中ノ沢温泉(沼尻勤労者保養施設センター「磐梯高原リゾート・インほなり」)に宿泊、翌10日にボナリ高原ゴルフクラブでコンペを開催します。

社労士ゴルフ愛好会に加入したい方は下記に氏名、住所、TELを書いてFAXを下さい。

木村昇社会保険労務士事務所

FAX 0242-95-1488まで

親善ゴルフコンペ 大玉TAIGAカントリークラブ 2014年6月14日(土)

順位	競技者名	東	西	CROSS	HDCP	NET
優勝	木 村 昇	53	44	97	24.0	73.0
準優勝	佐 藤 信 男	47	53	100	21.6	78.4
3 位	宗 川 孝 良	54	55	109	30.0	79.0
4 位	箱 崎 忠	55	47	102	22.8	79.2
5 位	新 田 孔 一	52	47	99	19.2	79.8
6 位	佐 藤 健 伍	63	51	114	33.6	80.4
7 位	佐 藤 光 一	55	61	116	34.8	81.2

新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など

1. ^{すず き いく こ}鈴木 郁子

2. いわき市四倉町東2丁目34-2
3. 平成26年4月1日
4. 「その他」登録
7. 手芸（編み物・ビーズ手芸）

8. 知らなかったが為に結果的に損をしてしまった、という人がないように。微力でも、社会貢献できるように。なかなか思うようにはいきませんが、志を忘れず日々是精進。

1. ^{ふじ た なお き}藤田 直樹

2. 西白河郡西郷村大字小田倉字原中53-4
3. 平成26年5月1日
4. 勤務
5. 社会保険労務士法人TMC
6. 行政書士、宅地建物取引主任者
7. エレキギター
8. 前職は販売（営業職）でした。8年勤務しましたが専門職に就きたいと考え転職を決めました。前職での不規則な勤務形態等に疑問を持っていた

こともあり労働基準法に興味を持ちました。調べて行くうちに社会保険労務士という資格があるとわかりました。労働という身近な問題について何も知らなかった私は是非この資格を取得して人の役に立ちたいと思うようになり勉強を始めました。

無事、資格を取得し現在の事務所に就いてから4年目となりました。前職での経験と専門家としての知識を活かしてお客様により良いサービスを提供したいとの思いで仕事に励んでいます。



1. ^{か どう かず し}加藤 和志

2. いわき市小名浜下神白字
千速18-6
3. 平成26年8月1日
4. 開業
5. 加藤和志社会保険労務士事務所
6. 行政書士

8. 勤務社労士だった父の影響を受け勉強をはじめました。お客様と一緒に成長していけるような仕事をしたいと考えています。よろしくお祈りします。

1. ^{よし た かず ゆき}吉田 和行

2. 須賀川市森宿字安積田70-105
3. 平成26年8月15日
4. 開業

5. 吉田和行社会保険労務士事務所
6. 行政書士
7. 水泳



1. 淀川 照 男
2. 郡山市池ノ台14-23
フレシア池ノ台803
3. 平成26年9月1日
4. 開業
5. リバー社会保険労務士事務所

6. 2級ファイナンシャルプランニング技能士
(資産設計提案業務)
日商簿記2級
7. ボウリング
8. 資格業で独立して、仕事がしたかったため。
社労士としてできる仕事は何でもやってみたい
と思っています。どうぞよろしくお祈いします。



1. 真船 あい
2. 西白河郡西郷村大字小田倉字
大平1番地597
3. 平成26年9月1日
4. 開業
5. 真船あい社会保険労務士事務所
6. 行政書士
7. 家族で温泉旅行に行くこと
8. 西郷村で開業させていただくこととなりました
真船あいと申します。福島県社会保険労務士会の
皆様、どうぞよろしくお祈い申し上げます。

私は行政書士事務所を開業しておりますが、会社設立のお手伝いをさせていただいた際には、保険や従業員の手続きについての質問をいただくことが多くあり、もっといろいろな場面でお客様と関わっていけたらと思い社労士を目指しました。これからは少しでもお客様に喜んでいただけるような社労士になれるよう、諸先輩方のご指導・ご鞭撻を賜りながら精一杯取り組んでいきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお祈い申し上げます。



支 部 だ よ り

福島支部

2月7日（コラッセ福島）

第3回研修会

- ① 年金機能強化法・伝達研修
- ② 伸びる会社の労働条件・労働時間管理の要点
- ③ 就業規則の個別相談会

出席 44名

2月18日

支部会報第61号発行

4月19日（福島テルサ）

第37回定時総会

出席 30名 委任者数 29名

5月12日（県会会議室）

第1回幹事会

6月20日（コラッセ福島）

第1回研修会

- ① 年度更新の注意点等について
- ② 算定・月変の注意点等について
- ③ 中小企業最低賃金支援対策費補助金（業務改善助成金）について
- ④ 0～1を生み出すオーナー社長が欲しくなる“すごい就業規則”の作り方

出席 35名

7月11日（福島グリーンパレス）

第31回県北士業協議会

渡邊康志支部長、菅野浩司副支部長、北目副支部長、佐川弘行幹事、菅野公司幹事、菅野哲子幹事、渡部俊秀幹事

出席 7名

7月15日

支部会報第62号発行

7月31日（県会会議室）

第2回幹事会

【平成26年度 福島支部事業計画】

東日本大地震の被災地復興の遅れ、ブラック企業の台頭、格差の拡大、明るさが見えてきたものの低水準傾向が続く賃金、貧困率の上昇等々様々な問題が山積されていますが、県会規程及び支部規則に則り、次の事業を実施して参

ります。

- 1 能力・資質の向上を図り、倫理の維持・向上を図る事業
 - ① 法改正などの基本研修
 - ② 専門的な実務研修
- 2 社会保険労務士制度の普及・地位の向上を図る事業
 - ① 県会、各種団体・行政からの相談員、講師の派遣依頼への対応
- 3 関係官庁の出先機関との連絡・調整の事業
 - ① 行政手続の適正化と依頼者等の権利・利益に寄与するための、必要に応じた関係行政機関との打合せの実施
- 4 その他必要と認められる事業
 - ① 支部会報の発行
 - ② 県北士業協議会への参加
 - ③ その他必要と認められる事業

郡山支部

2月5日（ビッグパレットふくしま）

平成25年度第2回支部研修会

出席者：44名（※他支部参加者2名含む）

『障害年金の仕組みと取り組み事例』

講師：ヒューマンサポート社労士事務所

社会保険労務士 高田 智子 氏

2月5日

支部新年会 参加者：19名

4月9日（郡山市労働福祉会館）

第1回支部役員会 出席 12名

・平成25年度会計監査

・平成26年度通常総会議案書等の審議

4月25日（ホテルはまつ）

平成26年度通常総会 出席 70名（委任者45名含む）

・平成25年度活動報告、収支決算・会計監査報告

・平成26年度事業計画、収支予算承認の件

5月20日（安積公民館・安積総合学習センター）

第2回支部役員会 出席者：12名

- ・平成26年度通常総会 委員等推薦の件
- ・支部アンケート実施の件

第1回企画・業務合同委員会 出席者：12名

- ・平成26年度事業運営について

7月29日（カフェテラス四季）

第2回業務委員会 出席者：6名

- ・平成26年度研修事業について

7月29日（郡山市総合福祉センター）

平成26年度 第1回支部研修会

出席者：27名（※他支部参加者2名を含む）

(1)『外国人の在留資格について』

講師：仙台入国管理局

郡山出張所 所長 原氏

(2)『外国人労働者の雇用保険手続きについて』

講師：郡山公共職業安定所 橋本氏

(3)『業務改善助成金について』

講師：福島労働局 賃金室 久保木氏

(4)『高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について』

講師：福島高年齢・障害者雇用センター
池田氏

8月11日（カフェテラス四季）

第2回企画委員会 出席者：4名

- ・平成26年度親睦事業について

8月23日（土）支部親睦事業

釈迦堂川全国花火大会 観覧ツアー

参加者：18名（家族参加者5名を含む）

会津支部

7月31日、ルネッサンス中の島にて平成26年度第1回業務研修会を開催致しました。研修内容は、福島労働局労働基準部賃金室 賃金調査員 竹内淳子、佐藤英津子両氏に「最低賃金引き上げ助成金」、福島高年齢障害者雇用支援センター 池田弘昌氏に「高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金」、会津労働基準監督署 地方産業安全専門官 吉田季寿氏に「改正安全衛生法他」についてそれぞれ講演して頂きました。参加者は12名でした。

支部行事の今後予定

- 26年9月～10月頃 実務研修会・懇親会
- 26年10月～11月頃 業務研修会
- 27年1月～2月頃 実務研修会・懇親会

いわき支部

昨年度の長野県会諏訪支部のいわき研修視察が、ご縁となり「姉妹支部提携書」を取り交わしました。今後は、更なる交流発展を目指して、双方の研鑽を図り隔年で相互に交流会を開催する予定です。

◆支部行事の実施分

2月14日 第3回支部研修会（ラトヴ）

1. 「高年齢者・障害者雇用に係る各種助成金について」

講師：(独)高年齢・障害者雇用支援機構

福島高年齢・障害者雇用支援センター 担当者

2. 「競業禁止義務の理論と実務」

講師：湊法律事務所

弁護士 湊 一将氏

2月21日 東日本大震災復興支援事業（いわき支部担当分）

建設業向け復興支援セミナー（ラトヴ）

参加事業者数 14事業所（18名）

3月19日 第9回幹事会

4月9日 第10回幹事会

4月25日 26年度支部定時総会（ラトヴ）

4月25日 第1回幹事会

5月16日 第2回幹事会

6月16日 第3回幹事会

8月6日 第4回幹事会

8月29日 第1回「いわき五士業連絡協議会」（ラトヴ）

8月29日 第1回支部研修会（いわき市生涯学習プラザ）参加者24名

1. 「最低賃金引き上げに向けた中小企業支援事業について」

講師：福島労働局賃金室 担当者

2. 「懲戒事案から考える社労士の倫理（グループ討議）」

3. 「職場におけるメンタルヘルス～不調者の傾向と対策～」

講師：会津中央病院 救命救急センター
心療内科医師 村山浩之氏



研修会場にて、「広島市土砂災害等被災者義援金」の募金箱設置。

義援金2万円は、9月4日福島民報社を通して寄附

8月29日 長野県会諏訪支部との姉妹支部提携調印式・祝賀会
(いわきワシントンホテル 椿山荘)

◆支部行事の今後の予定

11月15日 五士業合同無料相談会(ラトブ)
11月21日 第2回支部研修会
詳細未定

◆通年開催中

いわき市無料労働相談 毎月第3火曜日(市役所広報公聴課)

相馬支部

相馬支部では、相馬市での無料相談会を毎週火曜日に実施しています。

無料相談日(予定も含む)

相談月	相談日
4月	1日、8日、15日、22日
5月	13日、20日、27日
6月	3日、10日、17日、24日

相談月	相談日
7月	1日、8日、15日、22日、29日
8月	5日、19日、26日
9月	2日、9日、16日、30日

平成26年9月2日(火) 復興支援年金無料相談会
東邦銀行原町支店
(南相馬市)

平成26年9月19日(金) 支部研修会

白河支部

■今後の支部活動

◆9月11日 白河支部研修

- ① 高年齢・障害者雇用に関わる各種助成金について他
講師 高齢・障害者雇用支援センター担当者
- ② 中小企業業務改善助成金について
講師 労働局賃金室担当者
- ③ 雇用保険適用及び各種助成金について
講師 業務係長及び雇用指導官他
- ④ 最近の労働問題、労災事故、メンタルヘルスについて
講師 労働基準監督署
- ⑤ 健康保険、年金関係
講師 年金事務所適用徴収課
- ⑥ 事例研究 長倉副支部長
- ⑦ 倫理研修 武田支部長

◆11月初旬「無料相談会」

・労働問題・年金関係

◆12月 支部忘年会

■平成26年活動方針

- 1. 研修会・懇談会等を通じ白河関係行政機関との連携強化
- 2. 各法律改正及びADR並びに電子化申請に対応した研修の実施
- 3. 日常業務について会員相互の情報交換を兼ねて勉強会を実施
- 4. 支部会員の減少傾向の中、今後の白河支部の方向を郡山支部との合併を含めて検討

●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(H26. 8. 31現在)

1. 入 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	電話番号 FAX番号	支 区 部 分	入会月日
鈴木 郁子		いわき市四倉町東二丁目34番地2	0246-32-3880	いわき その他	26. 4. 1
藤田 直樹	社会保険労務士法人TMC 福島県北支店	福島市北五老内町1-3 福島法曹ビル202	024-525-3050 024-525-3051	福 島 法人社員	26. 5. 1
水尻 登志朗	社会保険労務士事務所TSC 福島	郡山市駅前2丁目10番15号 住友生命郡山ビル5階	024-905-1536 024-907-5019	郡 山 開 業	26. 6. 1 宮城会より
加藤 和志	加藤和志社会保険労務士事 務所	いわき市小名浜下神白字千速18-6	0246-54-5632 0246-54-5632	いわき 開 業	26. 8. 1
吉田 和行	吉田和行社会保険労務士事 務所	須賀川市森宿字安積田70-105	080-3485-0699	郡 開 開 業	26. 8.15
淀川 照男	リバー社会保険労務士事 務所	郡山市池ノ台14-23 フレシア池 ノ台803	024-983-9232	郡 開 開 業	26. 9. 1
真船 あい	真船あい社会保険労務士事 務所	西白河郡西郷村大字小田倉字大平 1番地597	0248-25-1100 0248-29-8193	白 開 開 業	26. 9. 1
社会保険労務士法人TMC福島県北支店		福島市北五老内町1-3 福島法曹ビル202	024-525-3050 024-525-3051	福 島 法 人	26. 5.26

2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所所在地又は住所	区 分	退会月日
藤田 慈彦		郡山市久留米3-105-4 コンフォールA101	勤 務	26. 2. 28
村上 義光	村上社会保険労務士事務所	須賀川市和田道29-3	開 業	26. 3. 31
滝川 洋子	滝川社会保険労務士事務所	伊達郡国見町大字山崎字耕谷2-44	開 業	26. 3. 31
佐藤 三良		須賀川市岩瀬森75-11	その他	26. 3. 31
割谷 芳之	割谷行政労務総合事務所	田村市滝根町神俣字河原79-2	開 業	26. 3. 31
横山 久美子		郡山市亀田1-22-19 シャトーヤマト101	勤 務	26. 4. 1 埼玉会へ
竹尾 伸一	社会保険労務士法人HRM総合 事務所	いわき市小名浜諏訪町5-16	法人社員	26. 4. 1 神奈川会へ
蒔原 健蔵	まきはら社会保険労務士事 務所	田村市都路町岩井沢字下田118-17	開 業	26. 4. 1 千葉会へ
増子 七郎	増子七郎社会保険労務士事 務所	郡山市大町1-6-14	開 業	26. 4. 18
岡崎 正	岡崎社会保険労務士事務所	福島市五月町7-9 サンクレイドル福島五月ウインフォート604	開 業	26. 4. 27
岸波 守	有限会社布袋屋旅館	伊達市保原町6-12-1	勤 務	26. 4. 30
今村 洋一郎	社会保険労務士事務所TSC福 島	郡山市駅前2丁目10-15 住友生命郡山ビル5階	開 業	26. 5. 31
佐藤 龍樹	日本パートナー社会保険労 務士法人	二本松市大壇148	勤 務	26. 6. 1 宮城会へ
池田 正男	池田税務会計事務所	郡山市方八町2-14-16	開 業	26. 7. 31

3. 異動・変更等

※開業・社員・勤務会員の住所変更は除く

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
後藤 烈史	事務所所在地・TEL	会津若松市南町1番69号 TEL 0242-85-8097	26. 4. 1
木村 智彦	勤務→開業	木村社会保険労務士事務所 郡山市鶴見坦1丁目1-26-605 TEL 024-934-9512 FAX 024-991-0805	26. 4. 1
鈴木 俊一	事務所所在地・FAX	河沼郡会津坂下町字館ノ下320-1 FAX 0242-85-8197	26. 4. 1
小佐野 陽	連絡先	あすか社会保険労務士法人 いわき市平谷川瀬字仲山町10-1 グランSATOL FL	26. 4. 1
高久田 暁	勤務先名称・所在地・TEL	須賀川信用金庫長沼支店 須賀川市長沼字金町151番地 TEL 0248-67-3171	26. 4. 1
高橋 勇	勤務→開業	高橋社会保険労務士事務所 福島市野田町6丁目5-21-102 TEL 024-573-6428	26. 4. 1
齋藤 俊之	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 1
菅野 泰寛	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 1
秋本 浩志	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 1
遠藤 英樹	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 15
鈴木 昇七郎	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 15
佐藤 健兒	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 15
浅川 尚恵	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 15
大内 由紀	付記	特定社会保険労務士	26. 4. 15
竹俣 志保	事務所FAX 付記	FAX 024-944-1122 特定社会保険労務士	26. 4. 15
御代田 裕介	事務所所在地 付記	郡山市朝日一丁目20番11号 オフィスイン21 305号 特定社会保険労務士	26. 4. 28 26. 5. 1
小柴 繁徳	事務所所在地	会津若松市山鹿町1-8 ニッセイビル1階	26. 5. 1
葛西 美奈子	事務所名称	社会保険労務士法人TMC県南支店	26. 5. 1

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
根本 勇	事務所名称	社会保険労務士法人TMC福島県中支店	26. 5. 1
社会保険労務士法人TMC白河	名称	社会保険労務士法人TMC県南支店	26. 5. 1
社会保険労務士法人TMC福島	名称	社会保険労務士法人TMC福島県中支店	26. 5. 1
金山 圭子	事務所名称	かなやま社会保険労務士事務所	26. 6. 1
秋本 浩志	事務所所在地・TEL・FAX	いわき市平字三町目37-1 吉村銀座ビル3F TEL 0246-88-8861 FAX 0246-88-8862	26. 6. 2
菅野 義浩	事務所所在地・TEL	福島市宮下町11-22 ダイアパレス福島宮下町102 TEL 024-563-4679	26. 6. 2
花輪 亜希子	事務所所在地	郡山市富久山町久保田字麓山119-1 ヴィラ・アスカ I-201号	26. 6.26
岡崎 良之	勤務→開業 付記	アシスト社労士事務所 いわき市平成2-6-1 TEL 0246-27-1635 特定社会保険労務士	26. 7. 1
高堀 洋幸	連絡先	福島市森合字南戸ノ内15-1 ヒラボウマンション206	26. 7. 1
鈴木 慎太郎	事務所FAX	024-505-4137	26. 7. 1
相場 静江	事務所所在地	郡山市富久山町久保田字恩田75番地 酒井マンション302号	26. 7. 8
丸川 潤	勤務→開業	協同組合福島中小企業労務協会 福島市八木田字並柳132-3 TEL 024-539-8666 FAX 024-539-6665	26. 7.16

4. 会員の現況

	福島	郡山	会津	いわき	相馬	白河	合計
開業 (法人社員含む)	64	83	34	53	15	12	261
勤務等	12	18	6	9	0	4	49
計	76	101	40	62	15	16	310
法人	2	3	0	3	1	1	10

編 集 後 記

8月9日(土)の地方紙トップに「地域振興策3,010億円」の見出しが掲載された。大臣の発言、「最後は、金目でしょう」が現実化してきた。すごい額である。例えば悪いが、一万円札を積み上げると、3,000メートルだ。でも、多くのものが欠けているようで、シッカリ来ない。原発事故から、3年経つのに誰も責任を取っていない。被災者の心情を理解しようとした国家の為政者は果たして何人いたのか。住民に必要な情報は全て提供されているのか。長短期の復旧・復興の明確なビジョンは示されたのか。それらが、不透明のまま、金の話が太威張りて出てきた。

(N. K)

会報 社労士ふくしま No.102

平成26年9月10日発行

発行所 福島県社会保険労務士会

〒960-8252

福島市御山字三本松19-3

TEL 024-535-4430

FAX 024-534-5432

発行責任者 会長 金子 昌 明

編 集 広 報 委 員 会

印 刷 所 陽光社印刷株式会社



週刊 労働新聞

人事・賃金・労務の総合情報紙
労働諸法規の実務解説はもちろん、労働行政労使の最新の動向を迅速に報道します。
タブロイド判 16ページ 月4回発行
年間購読料45,360円



安全スタッフ

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌
労災防止業務(安全・衛生・教育・保険)をサポートする実務的な専門誌。
B5版42頁 月2回発行
年間購読料45,360円

◆◆ お問合せ お申込 ◆◆ (株)労働新聞社 仙台総局

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目10-33 TEL 022(222)9289 FAX 022(222)9279

CHOSAKAI 労働調査会

社労士、弁護士、企業の実務担当者必携 労働基準法令集の定番!!

厚生労働省労働基準局 編

B6判 / 864頁 / 定価(本体4,300円+税)
ISBN978-4-86319-399-4 C2032 ¥4300E



労働基準法 解釈総覧【改訂15版】

お待たせしました!
3年半ぶりに改訂

膨大な法令集や解釈例規集などを個別にひもとく不便さと煩雑さを一掃することを主眼において編集した、実務担当者の座右の書です。必要な解釈例規を条文ごとにとまめています。
改訂15版は、平成24年の労働契約法改正に伴う省令・告示改正のほか、労基法の各条文に関連する平成25年7月までの解釈例規などを収録しています。

販売：株式会社労働調査会 東北支社【仙台市青葉区木町通1-8-28 武山興産木町通ビル】
お問い合わせ先 Tel：022-223-0521 <http://www.chosakai.co.jp/>

ネットde社労夢11

14システムがオールインワンで月額20,000円(+税)から

助成金

総合事務所管理

顧問先報酬請求

労働保険事務組合

労災給付

労働保険個別申告

電子申請

社会保険

給与計算

雇用保険

e-Gov 年間59万件の電子申請をサポート!

休日カレンダー 労使協定
求人票 最適賃金シミュレーション

ネットde社労夢11 電子申請大幅バージョンアップ

- 継続一括申請のリリース
 - 継続事業一括認可申請(新規、追加、取消)
 - 年度更新申告
「労働保険概算・確定保険料等申告書(継続事業)」
- 公文書の社労夢取込み機能
- 電子申請内容のプレビュー機能

●ネットde社労夢11価格

IDC設定費用	100,000円(+税)
月額費用	20,000円(+税) 追加ライセンス/5,000円(+税)
契約期間	1年(自動更新)
ヘルプデスク	月額費用に含まれます

10月オーナー研修会

城 敏徳様・基調講演 ※都合により内容変更もありですので、詳しくはHPへ! <http://www.shalom-house.jp/sharoshi/>



大分から発信する大手企業向け営業

大分県・社労士 城 敏徳先生を講師にお迎えし、「大分から発信する大手企業向け営業」と題する基調講演を開催いたします。一般参加も可能です!詳しくはホームページでお申し込み下さい。
1971年生まれ。中小企業診断士。年間250日以上のコンサルティング実績を誇る情熱系コンサルタント。「村上のコンサルティングを受けると1日にして目の色が変わる」と言わしめるほどの絶大な人気を誇る。

城 敏徳様
社会保険労務士法人
城総合労務管理事務所

事例発表 **いよいよリリース!**
「ネットde社労夢HouseEdition」

実演デモ **わかりやすく実演!**
「大手企業で活躍する手続進捗管理」

10月8日(水)

東京会場 **参加無料!**
TKP東京駅前
カンファレンスセンター

東京営業所

〒105-6015 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー15F
TEL.03-6895-0991 FAX.03-6895-0992
本社 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階・6階 TEL.06-6135-2070

MKS 株式会社 エムケイシステム
<http://www.mks.jp/net-shalom1/>



PSD 社会保険労務士

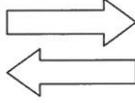


e-Gov 電子申請 大規模 LAN 対応 給与ソフトダイレクトデータ連動機能搭載

OBC , PCA , 応研 , 弥生 認定ソリューションソフトウェア

○給与奉行 ○PCA 給与 ○給与大臣
○弥生給与 ○給与応援 ○給与 Kid
各種給与計算ソフトとの強力なデータ連動機能搭載。顧問先の様々な給与計算システムにも対応可能。
他業務ソフト・Excel 等のデータ連動可能。

被保険者・給与情報

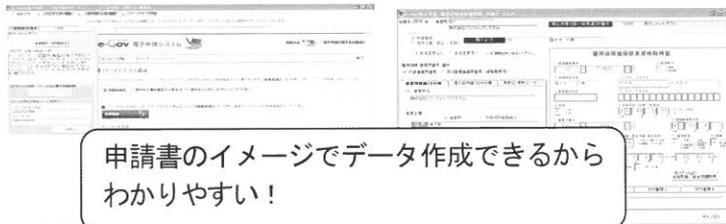


取り込みデータで
即座に運用可能!



- 健康保険・厚生年金システム
- 雇用保険システム
- 労災保険給付システム
- 労働保険申告システム
- 一括有期開始届・報告書・総括表システム
- 役所用紙・基金・組合作用紙へ印字
(帳票設計機能)
- 個別労働紛争あっせん代理システム
- 給与計算ソフトデータ連動機能
- 人事管理ソフトデータ連動処理
- 賞金データ連動機能
- FD申請処理 電子申請処理

e-Gov一括申請ナビゲーター機能搭載! クリック操作のみで申請まで!



申請書のイメージでデータ作成できるから
わかりやすい!

一括申請ナビゲーター画面

雇用保険資格取得イメージ入力画面

- ナビゲーター機能では、e-Gov 起動→パーソナライズ ID・PW の転送→電子証明書、提出代行証明書、その他の添付ファイル書類と申請書データから送信用 ZIP ファイルを作成→送信までをクリックのみで行う事ができます。
- 申請書の作成はイメージ画像を出し、分かり易い画面



資料請求・お問い合わせは 株式会社パシフィックシステム まで

<http://www.psd-soft.com/sr>

〒106-0044 東京都港区東麻布1-5-8 TEL03 (5572) 6700 FAX03 (5572) 6701

安心



活気



やる気



働くみんなに 退職金効果!

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくはホームページを
ご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

御太助.net

社会保険労務士様のためのソフト
社会保険労務士業務をおたすけするシステム

他社システムから【御太助.net】に乗り換えをご検討の方にお得なお知らせです!

**データ移行検証
無料サービス
まずお電話を...**

御太助.netを使用したいが今のシステムのデータを・・・
「また、始めから入力するのは面倒」と
お思いの方、お電話でご相談ください。
ご使用中のデータが少しでも移行できれば新たに
データを入力する労力が軽減できます。



ご使用中のデータから移行可能なデータの検証を無料サービスで行っています。

電子申請	どなたでも気軽に電子申請ができる【御太助.net 電子申請】です。 【御太助.net 給与計算】【御太助.net 社会保険】のデータを活用し、一括申請で送信、ファイル格納といういろいろな機能、簡単操作で活用できます。 給与計算を受託していない事業所に最適です。	準備マニュアルと個々の 「申請手順マニュアル」を準備しています。
社会保険	データ蓄積は、「データ活用」機能でいろいろな方法で外部から取り込めます。 画面上で個別入力もできます。	弥生給与 給与奉行 PCA給与 給与のデータ取込（社会保険のみ）
給与計算	給与・賞与をベースに年調・社会保険・労働保険処理をすべてこのソフトで行えます。 データも外部取込機能で取り込むこともできます。	

ご相談、詳細資料のご請求は・・・TEL: 045-949-8261 <http://www.fard.co.jp>

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央17番26号
ビクトリアセンター南502
FAX:045-949-8263 E-mail:otasuke@fard.co.jp

株式会社 ファルド情報サービス

新しいチャレンジ、さらなる躍進。日本シャルフは、全国の社労士様と共に常に進化しています!!

社労法務システム

- 社保雇用業務
- 給与賞与計算
- 労働保険年度更新
- 年末調整
- 労災申請
- 電子申請

開業間もない事務所や小規模事務所向き。
エントリーモデルとして十分な機能を備えています

社労法務システム **[クラウド]** デビューに最適

クラウド版 エントリーモデル

POINT1 セキュリティレベルが高く災害等のリスクに強い
POINT2 場所や時間を選ばないから作業効率抜群

初期費用 **40,000円** (12,100円~/月額利用料)

社労法務システム **[パッケージ]** パソコンインストールタイプ

パッケージ版 エントリーモデル

POINT1 ランニングコストが安い
POINT2 データを社内だけで管理できる

初期費用 **92,000円** (4,000円~/月額利用料)

ホームページ簡単作成ソフト 社労法務CMS **[Home Style]**

※ドメイン取得代行料含む

初期費用 **15,000円** 月額利用料 **4,500円/月**
※サーバー使用含む

HTMLなどの専用の知識は不要!サーバーレンタルや独自ドメイン作成もおまかせてOK!

WEBサイト上で給与明細が見られる! 社労法務 **[WEB明細]**

最高ランクのセキュリティ・給与WEB明細発行が早い安全簡単!

初期費用 **30,000円** 月額利用料 **7,000円/月**
※サーバー使用含む

他ソフトのCSVデータも、専用ソフトを使えば簡単にWEBアップできます(初期費用に専用ソフトが含まれております)
給与は携帯・PCからでも閲覧OK!
※表示価格はすべて標準価格(税別)です

ゆとりのビジネスライフ **日本シャルフ**

●本社/〒116-0023 東京都新宿区西新宿8-3-30
●システムサポート/〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2
[初期導入サポートダイヤル] 浜松アクタワー18F
Tel.050-6864-6636 info@shalf.jp

詳しくはwebサイトで! <http://www.shalf.jp>
日本シャルフ 検索
facebookでも情報発信中!
<https://www.facebook.com/nihonshalf>

全国社会保険労務士会連合会
開業会員の皆様へ

社会保険労務士賠償責任保険 中途加入のご案内！

(社会保険労務士賠償責任保険)

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。



安心・円滑な業務遂行、顧問先との信頼関係の維持のためにも是非加入しましょう！！

この保険は、社会保険労務士業務により、業務を委嘱した顧客または第三者に与えた財務上の損害につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者である社会保険労務士が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はご加入後に加入者証とともにお送り致します保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

平成26年8月1日現在、全国で14,608名の開業社会保険労務士が加入！
保険に加入したことで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると多くの方からご好評を得ています。

保険期間は平成25年12月1日午後4時から平成26年12月1日午後4時までの1年間です。
毎月中途加入(毎月10日締切、補償期間は締切日の翌月1日午後4時～平成26年12月1日午後4時)も受け付けております。

ご希望の方へはパンフレットをお送りしますので、ご所属の都道府県会事務局までご連絡ください。

福島県社会保険労務士会 全国社会保険労務士会連合会

<お問合せ先>

<取扱代理店>

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社会保険労務士会館
TEL 03-6225-4873

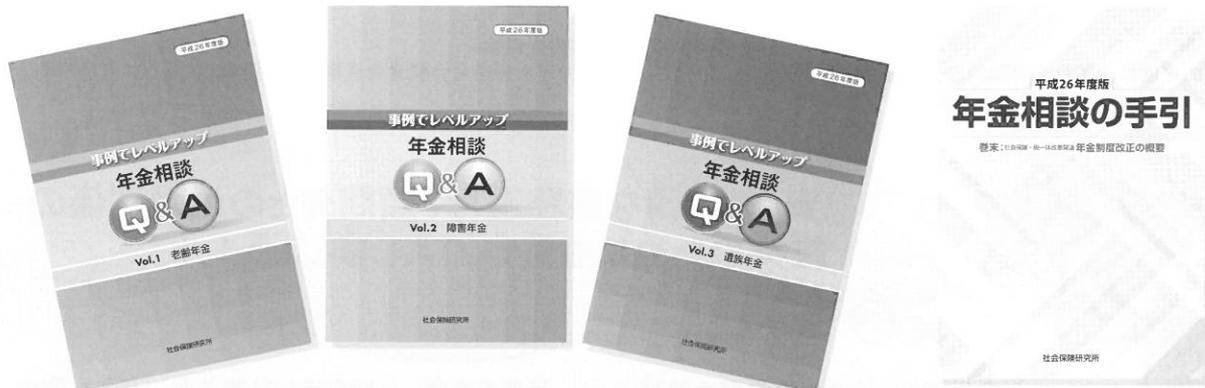
<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
(担当課) 広域法人部法人第三課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

わかる、
役立つ、
くわしい!
社会保険研究所の
年金図書

年金の相談や社会保険の 実務に活躍する社会保険労務士を 強力にバックアップ!



平成26年度版 事例でレベルアップ 年金相談Q&A

年金相談の具体的な事例をQ&A形式で掲載し、実際の相談の現場での対応力を身につけるための解説書および事例集です。年金制度の全体像から細部までを学ぶことができ、専門家の方のニーズに応える内容となっています。制度改正のポイントも掲載しています。

Vol.1 老齢年金

商品No. 31707 B5判248頁
定価:2,160円(本体2,000円+税)

Vol.2 障害年金

商品No. 31717 B5判76頁
定価:864円(本体800円+税)

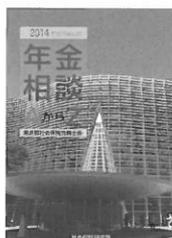
Vol.3 遺族年金

商品No. 31727 B5判82頁
定価:864円(本体800円+税)

平成26年度版 年金相談の手引

商品No. 30424 A5判928頁
定価:4,536円(本体4,200円+税)

厚生年金・国民年金等の受給要件、年金額、諸手続を詳しく、さらに図解や記入例などでわかりやすく解説した年金実務者に必携の一冊です。



平成26年度版 年金相談 AからZ

商品No. 31167
B5判372頁
定価:2,376円
(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 編

公的年金制度のしくみから資格・給付等にいたるまでを、Q&A形式でわかりやすく解説しています。

*送料は実費申し受けます。詳しくは下記までお問い合わせください。



平成26年度版 社会保険の 事務手続 (総合版)

商品No. 22223-0
A4判136頁
定価:1,296円
(本体1,200円+税)

健康保険・年金の事務手続をわかりやすく解説しているテキストです。主な届出様式の記載例や労働保険の保険料等も掲載しています。



月刊 年金時代

毎月1回1日発行
B5判52頁
定価:1部509円
(税込・送料は実費)
年間購読6,108円
(税込・送料サービス)

公的年金と企業年金の実務に活用できる情報を、わかりやすく幅広く取り上げ、毎月お届けします。

ホームページアドレス
<http://www.shaho.co.jp/shaho/>

株式会社 **社会保険研究所** since 1941

〒101-8522 東京都千代田区内神田2-4-6 WTC内神田ビル TEL:03-3252-7900 FAX:03-3252-7975

報酬額に対する源泉税額(所得税及び復興特別所得税)を自動計算する機能を搭載!

全国社会保険労務士会連合会共済会

報酬口座振替システム

顧問報酬を口座振替で集金いたします。

POINT
1

1件からご利用可能です。

事務所開業当初からご利用になれます。

POINT
2

簡単で使いやすい。

専用ソフトは不要。パソコン(NET回線)からデータ入力。
月次以外に、臨時報酬も対応可能。

POINT
3

顧問先のご負担も軽減。

顧問先の現金・小切手の準備、
振込手数料・手間が省けます。

POINT
4

シンプルな料金体系。

初期費用は不要。
事務所口座への送金手数料はNSS負担。

請求1回あたりのご利用料金(税別表示) 基本料 **2,000円+110円×請求口座数**

報酬口座振替システム

SUPER かつ・かいしゅう

制度運営者 **全国社会保険労務士会連合会共済会**

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号 社会保険労務士会館7階 TEL: 03-6225-4864

お問合せ先
(委託会社)

NSSは大同生命の関連会社です。
NSS 日本システム収納株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-7-1
TEL: 03-3667-8322
〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命ビル
TEL: 06-6386-8526

お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676

詳しくはNSSのホームページをご覧ください。

ウェブ

NSS 社会保険労務士

検索

NSSのホームページ

社会保険労務士の皆さま

資料請求は、このページをコピーし必要事項をご記入のうえ、FAX送信してください。

平成 年 月 日

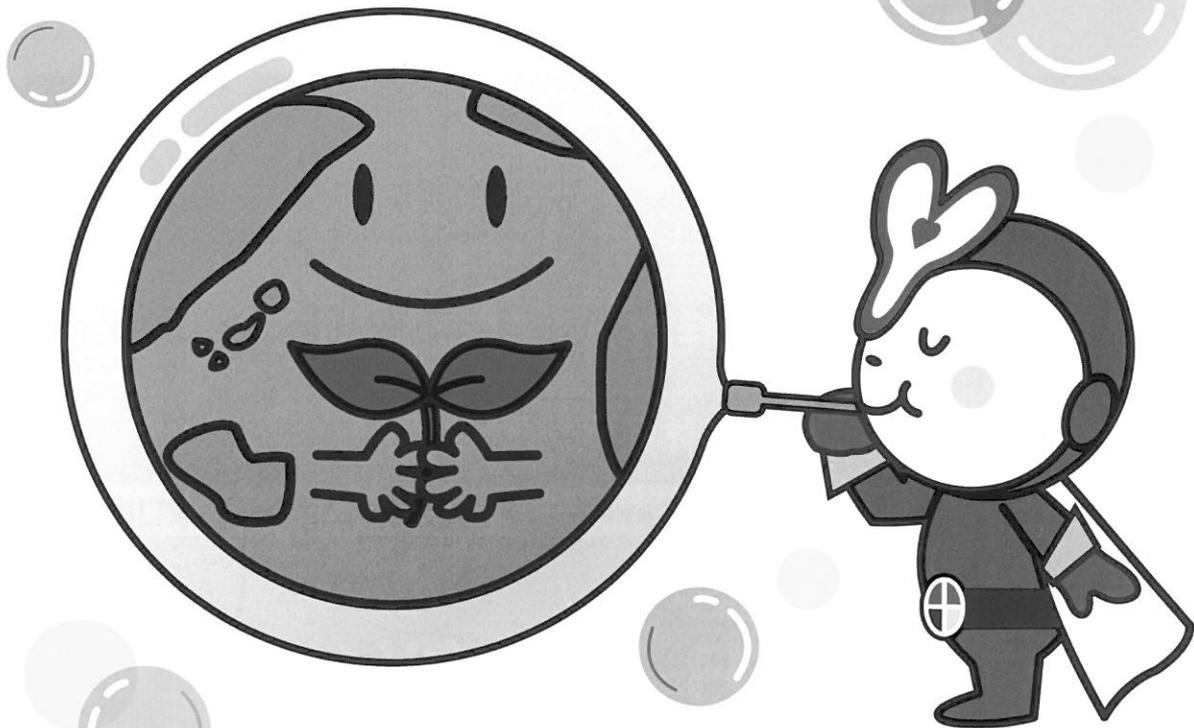
日本システム収納株式会社 行 (FAX 03-3667-8323)

事務所名 (担当者名)	(担当者:)
住所	〒 - TEL - -
E-mail	

【個人情報の取り扱いについて】こちらにご記入いただきました個人情報等は資料の送付、ご検討状況のご確認等に限り利用させていただきます。なお、今後、個人情報等に変更等が生じた場合にも、準じて取り扱います。

未来が変わる。
日本が変わる。

チャレンジ
25



大切な地球を守るため
陽光社はエコに取り組みます。

New Qualityの世界へ
YOKOSHA
陽光社印刷株式会社

本 社 / 福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1
TEL024-553-4600 FAX024-554-4420

東京営業所 / 東京都新宿区四谷4-25-803 TEL03-3352-7873 FAX03-3351-0465
郡山営業所 / 郡山市熱海町熱海6-14 TEL・FAX024-984-3254

E-mail info@yokosha.co.jp <http://www.yokosha.co.jp>



10190130(05)



エコアクション21
認証・登録番号0000015